

平成26年6月10日
改正 平成28年1月20日

伊都キャンパス学生寄宿舍リーダー要項

1. 趣旨

伊都キャンパス学生寄宿舍に入居する新入寮生の生活支援及び学生間の国際的なコミュニティ形成を促進するため、ドミトリー1、ドミトリー2、ドミトリー3及び伊都協奏館（以下「ドミトリー」という。）にリーダーを配置する。

2. 要件

リーダーの要件は次のとおりとする。

- (1) 本学の学生寄宿舍又は国際交流会館において、原則として6ヶ月以上の寮生活の経験を有する学生であること。
- (2) ドミトリーに居住すること。
- (3) 国際的環境で行動的にコミュニケーションを図る意欲があること。
- (4) 他の居住者の模範となるよう、ボランティア精神のもとリーダー業務を遂行し、国際交流の推進に積極的に参加する者であること。

3. 任務

リーダーの任務は次のとおりとする。

- (1) 寮生からの寮生活全般に関する相談対応、助言(カウンセラーの業務に関する事項を除く。)及び支援
- (2) ドミトリーミーティングへの参加
各ドミトリーのリーダーは、リーダー間の連携を図るため、毎月1回、ミーティングを開催し、それに参加しなければならない。
- (3) 以下のイベントの企画及び実施
レクリエーション
オリエンテーション（4月・10月）
防災訓練（救命講習会含む。）（4月・10月）
歓迎会（4月・10月）
- (4) 地域からの要請に基づくイベント等への参画
- (5) ドミトリー内のコミュニケーション活性化のための自主企画（年最低1回）の開催
- (6) リーダー研修への参加
- (7) 報告書の提出

大学が定める所定の報告書により、毎月の活動内容を住環境支援専門部会へ報告しなければならない。

4. 附帯業務

- (1) 生活相談窓口業務
- (2) 入居者アンケート実施及び集計業務
- (3) 入寮時の受入れ支援業務
- (4) 伊都キャンパス学生寄宿舍等に係る事務作業
- (5) 大学からの要請に基づくイベント等への参加
- (6) その他、伊都キャンパス学生寄宿舍の運営に関連する大学が指定する業務

5. 待遇

- (1) リーダーの任期は標準修業年限までとし、その間ドミトリーに入居することができる。ただし、1年毎に審査を行う。
- (2) 附帯業務に従事したリーダーには、必要に応じて大学が指定する時間給を支給することができる。
- (3) 積極的にリーダー活動に携わったリーダーには、各年度終了時に証明書を発行する。

6. 配置数（目安）

- (1) ドミトリー1 10名
- (2) ドミトリー2 10名
- (3) ドミトリー3 8名
- (4) 伊都協奏館 18名

7. 解任

リーダーは、住環境支援専門部会により、リーダーたるに適しないと判断された場合、解任される。

解任されたリーダーの入居期限は、当該年度の3月31日までとする。

8. チェアパーソン

- (1) 各ドミトリーのリーダーは、リーダーの代表者としてチェアパーソン1名を互選により選出すること。
- (2) チェアパーソンは、代表者として各ドミトリーのリーダーを総括する。
- (3) チェアパーソンは、各ドミトリーのミーティングを主催する。
- (4) チェアパーソンは、ディレクター（仮称）、学生支援課、留学生課、ドミトリ

一業務委託事業者の代表、管理人及びチェアパーソンによるスタッフミーティングを原則毎月1回（日程は固定）開催し、それに参加しなければならない。
(5) チェアパーソンの任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

9. 応募方法

リーダーを希望する学生は、本学の所定の申請書により応募するものとする。

10. 選考

リーダーの選考は、住環境支援専門部会にて行う。

11. 事務

リーダーに関する事務は、学務部学生支援課において処理する。

12. その他

この要項に定めるもののほか、リーダーに関し必要な事項は、別に定める。

附記

この要項は、平成26年10月1日から実施する。

この要項は、平成28年4月1日から実施する。